

## 「安全安心おもてなし宣言飲食店」認定制度について

～コロナ対策を確実にしてお客様をお迎えしましょう！～

当所では、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む飲食店を支援するため、感染防止対策として取り組む項目を届け出ていただいた、豊橋市内に立地する店舗に対し、独自の **PR ステッカー・ポスターを無償提供し**、「安全安心おもてなし宣言飲食店」認定制度を実施いたします。

### 【目的と目指す効果】

- 店舗環境づくりの推進により、来店客の安心と理解を得る
- 感染拡大の防止と、社会経済活動維持を両立させる

### 【認定申請方法】

- ① 別紙「認定申請書」の「コロナ対策10項目」について、貴店で実施済の対策に (チェック)を記入してください。**6項目以上を実施している場合**に、「安全安心おもてなし宣言飲食店」として認定されます。
- ② 店舗名等の必要事項をご記入いただき、**当所宛に、FAX または郵送にてお送りください。**
- ③ 「申請書」の確認ができ次第、「ステッカー・ポスター」を郵送いたします。
- ④ 店頭に掲示し、お客様に安心と安全をご提供ください。

### 【その他事項】

- 接待を伴う飲食店は申請できません。
- 現地確認させていただく場合があります。
- 申請内容と、実施内容に大きな相違が判明した場合、認定を取り消す場合がございます。



ステッカーイメージ

### 【お問い合わせ先・申請先】

豊橋商工会議所 産業振興部

〒440-8508 豊橋市花田町字石塚 42-1

TEL: (0532)53-7211

FAX: (0532)53-7210

豊橋商工会議所 HP はこちら→



# 「安全安心おもてなし宣言飲食店」認定申請書

当社・当店は以下の感染防止対策を実施し、「安全安心おもてなし宣言飲食店」として認定申請をします。

下記の感染防止対策を実施している項目にを入れてください。

6項目以上該当する場合、申請いただけます。

- ①お客様の入れ替わり都度、客席・テーブル・ドアノブ等を消毒
- ②スタッフのマスク着用、手指消毒、検温、感染防止対策教育の実施
- ③アクリル板、衝立、個室化等、客席間仕切りの設置
- ④定期的な店内換気の実施
- ⑤除菌・消毒液の設置
- ⑥入店人数や客席間隔の調整
- ⑦衝立無しに、向かい合う相席での案内をしない
- ⑧大皿による取り分け、ビュッフェ方式での食事提供を控える
- ⑨発熱者等体調不良のお客様の入店お断り
- ⑩入店時の手指の消毒、食事中以外のマスク着用をお願い

下記事項もご記入いただき、**FAX 0532-53-7210** または郵送で申請してください。

店舗名	※店舗が複数ある場合は別紙で 一覧表をお送りください		
店舗住所	〒		
事業所名 (本社・本部)			
事業所住所 (本社・本部)	〒		
代表者名		担当者名	
担当者TEL			
メールアドレス			
希望掲示物	ステッカー( )枚 ポスター( )枚 ※1店舗につき各1枚まで		

※ご記入いただいた情報は、当所 HP 上の「安全安心おもてなし宣言飲食店」認定店舗一覧表に掲載させていただくほか、豊橋商工会議所からの各種情報提供に使用させていただくことがございます。

## 【お問い合わせ先・申請先】

豊橋商工会議所 産業振興部

〒440-8508 豊橋市花田町字石塚 42-1

TEL:(0532)53-7211 FAX:(0532)53-7210